

知床遊覧船事故対策検討委員会 中間取りまとめ(抜粋)

令和4年8月末までに

- ・法令違反の疑いがある事案の通報窓口を設置する。
- ・法令違反の疑いの通報等を踏まえ、法令違反や事故リスクの高い事業者に対する監査を機動的・重点的に実施する。



通報窓口の設置

- 各地方運輸局に通報窓口を設置し、旅客船(※)について、安全運航に問題があると思われる情報に関する通報を受け付ける。
※ 1人以上の旅客を運送する事業に供するものを「旅客船」とする。
- 【通報内容(例)】
 - ・A社が、波が荒いにも関わらず、出航している。
 - ・B社の船長の操船が拙く、危険な思いをした。
 - ・C社の船舶の定員を超過していると思われる。
- 通報は、原則、通報内容を記載した通報様式を地方運輸局が設定した専用アドレスに電子メールで送付することにより行う。ただし、電話及び直接来訪も可とし、匿名も受け付けることとする。
- 通報等の状況を勘案し、運航労務監理官による監査等を実施する。
- 監査により法令違反等の事実が認められた事業者に対しては、行政処分又は行政指導を行う。

